

平成 21 年全国消費実態調査研究会（第 1 回）議事要旨

- 1 日 時： 平成19年11月20日(火) 13：30～15：00
- 2 場 所： 総務省統計局 6 階特別会議室
- 3 出席者： 大林座長、美添委員、廣松委員、永瀬委員、三宅委員（東京都）、遠藤委員（新潟市）
川崎統計局長、杉山調査企画課長、加藤調査官、
大貫消費統計課長、佐藤物価統計室長、小池補佐（企画担当）、佐藤補佐（審査担当）、平原統計専門官、田中企画指導第二係長
- 4 議 題： (1) 平成21年全国消費実態調査に向けた取組について
(2) 平成21年全国消費実態調査 単身世帯モニター試験調査について
(3) 調査期間を短縮した場合の影響について
(4) 平成21年全国消費実態調査の標本設計について

議事要旨

議題 1 平成 21 年全国消費実態調査に向けた取組みについて

- ・単身世帯の調査期間を昭和 59 年に 1 ヶ月にしてから、平成元年に 2 ヶ月に戻した経緯は何か。
- 特異データの処理が困難であったため。（事務局）

議題 2 平成 21 年全国消費実態調査 単身世帯モニター試験調査について

- ・モニター調査については、調査会社によってはよく母集団が管理されているものもある。もっと積極的に取り組んでも良いのではないか。
- ・サンプル（属性）を良く管理している調査会社を見極めることが必要である。
- ・精度を上げ、調査員調査を補完するために活用していくことは有効である。
- ・サンプル数が少ないので検証内容は限られる。記入率や回答の協力の度合いなどを確認してはどうか。
- ・単身世帯の確保は困難なので、モニター調査の導入は非常によい。（東京都・新潟市）
- ・所得など以外の変数に偏りが潜んでいる可能性がある。オートロックマンションなど変数を工夫してみた。得られたデータを分析していきたい。（事務局）

議題 3 調査期間を短縮した場合の影響について

- ・季節性は他統計にゆだねる割り切りもあり得る。
- ・全国レベルでは標本誤差が変わらないとしても、市別・県別の段階での誤差も十分に考慮する必要がある。
- ・2 ヶ月にした場合、支障がないかユーザーに確認すべき。
- ・過去の結果の再集計も視野に入れる必要。どの程度溯ることが可能なのか検討が必要。

議題 4 平成 21 年全国消費実態調査の標本設計について

- ・厚生労働省からは級地の格付けや高齢者加算のために、全市町村を対象とすることや標本数の拡大が望ましいとの意見がある。（事務局）